



農業委員会の「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」

応募は、「候補者の推薦」「自らの応募」のいずれの方法も可能。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集定数	10人	8人(4地区各2人)
任期	3年 (平成31年4月29日から)	委嘱を受けた日から農業委員会の委員の任期満了まで
報酬	月額5万5000円	月額5万円
委員の要件	農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※委員になることができない方…①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方

■・■ 11月28日(木)までに応募書類を直接持参(郵送不可)。農業委員について…農政課(水の館3階) ☎7185-1481、農地利用最適化推進委員について…農業委員会事務局(水の館2階) ☎7185-1483

第9回 我孫子市災害救援ボランティア講座

日時・場所 11月17日(土) 24日(土)：中央学院大学、23日(祝)：消防本部大会議室
いずれも午前9時～午後5時

内容 基礎講座(自然災害、減災、自助と共助など)、上級救命講習(1年以内)に受講された方を除く

対象 原則3日間受講できる方

定員 先着40人(一般10人、学生30人)

費用 一般1万5000円(助成額9200円)、学生1万円(助成額6700円)

※認定資格を取得した方に

我孫子市公募補助金 公開ヒアリング

平成31年度から3年間の公募補助金について、補助金等検討委員会が採択されなかった団体が、改めて申請内容をPRする公開ヒアリングを実施します。詳しくはお問合せください。

日時 11月5日(月)午前10時～11時(団体の不参加により中止の場合あり)

場所 市役所分館1階中会議室

■ 市民活動支援課・内線490

住生活総合調査にご協力ください

12月1日(土)から全国で「平成30年住生活総合調査」が行われます。この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要な基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに統計をとっています。

対象となった世帯には、11月下旬からポストインで調査票を配布し、郵送、オンラインで回収します。ご協力をお願いします。

■ 住生活総合調査事務局 ☎0120-467106 (11月17日(土)～)

消費税率軽減税率 説明会

日時 11月9日(金)午前10時～11時30分

場所 市民プラザホール

■ 課税課・内線335、柏税務署 ☎7146123 (内線181)

平成30年分 年末調整等の説明会

日時 11月9日(金)午後1時30分～3時30分

場所 市民プラザホール

内容 給与支払者の年末調整の仕方、法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法など

■ 柏税務署 ☎7146123 (内線172)



11月は「ちば国保月間」

国民健康保険税は、病気やけがなどで医療機関にかかるときに必要な医療費の大切な財源です。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

◎お支払いは口座振替が便利です

保険税を口座振替にすると、「納め忘れがない」「金融機関に行く必要がない」など大変便利です。取り扱い金融機関や手続き方法についてはお問い合わせください。

◎健康保険の重複加入にご注意!!

勤務先の健康保険(社会保険など)に加入した場合やその健康保険加入者の被扶養者となった場合は、ご自身で国民健康保険の脱退手続きが必要です。今一度加入している健康保険をご確認ください。

◎正しい所得を申告しましょう

国保加入者およびその世帯主の前年中の所得が一定の基準以下(※)の場合、保険税の均等割・平等割が軽減されます。軽減の判定は前年中の所得金額で行うため、所得がない場合でも申告が必要です。

※7割軽減『33万円以下』、5割軽減『33万円+(27万5000円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下』、2割軽減『33万円+(50万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下』(特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の被保険者となり、国保を抜けた後も同一世帯に属する方です)

◎保険税の滞納にご注意を

納期限を過ぎて納付する場合は、延滞金が増加されることがあります。また、保険税の滞納が続くと、保険証の有効期限が短くなることや、医療費が一時的に全額自己負担となることがあります。さらに、財産の差し押えなどにより滞納保険税が強制徴収されることもあります。特別な事情で保険税の納付が困難な場合は早めの納税相談をお願いします。

■ 国保年金課・内線912(納付)、354(賦課)



確定申告

社会保険料 控除のための証明書

◎国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
平成30年中の納付額を記載した「納付済確認書」を、平成31年1月下旬に納税(付)義務者に送付します。確定申告、市・県民税の申告にご利用ください。

特別徴収分については、日本年金機構・共済組合から送付される源泉徴収票をご利用ください。

■ 国民健康保険税：国保年金課・内線912、後期高齢者医療保険料：国保年金課・内線415、介護保険料：高齢者支援課・内線313

◎国民年金保険料
日本年金機構から送付される「社会保険料控除証明書」または領収証書をご利用ください。

■ 日本年金機構 ☎057010031004

納付を証明する書類の発送時期

種別	発送者	納付方法	発送時期
国民年金保険料	日本年金機構	金融機関納付・口座振替分	11月上旬※10月以降初めて納付する方は2月上旬
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料	日本年金機構 我孫子市	特別徴収分(年金天引き) 窓口納付・口座振替分	平成31年1月下旬～2月上旬 平成31年1月下旬

11月9日～15日 秋季全国火災予防運動

「忘れてない? サイフにスマホに火の確認」

今年の市内火災件数は、27件発生しています(10月1日現在)。火災は、放火やもらい火にあわない工夫や暖房器具の取り扱い、たばこの不始末など、一人ひとりが暮らしの中で注意をすれば防げるものです。大切な命や財産を奪う悲惨な火災を出さないために『火の用心』を心掛けましょう。

消防フェアを開催します

日時 11月11日(日)午前10時～午後3時

場所 アビクオーレ1階エントランス(イトーヨーカドー我孫子南口店)

内容 防火ポスター表彰式(午後1時30分～)・入賞作品展…11月9日(金)～15日(木)、防火防災アンケート調査、くじ引きによる防火防災啓発品の配布など

◎住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられています。設置していない住宅は大切な命や財産を守るため設置しましょう。すでに設置している場合でも、電池切れなどの場合もあります。また、10年を目安に本体の交換をお勧めします。※消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。不適切な訪問販売にご注意ください。

■ 消防本部予防課 ☎7181-7702

10年たったら、とりカエル。

